

新規上場申請のための四半期報告書

(第11期第1四半期)

自2024年1月1日
至2024年3月31日

株式会社ZenmuTech

目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12
第4 経理の状況	13
1 四半期財務諸表	14
(1) 四半期貸借対照表	14
(2) 四半期損益計算書	15
第1 四半期累計期間	15
2 その他	19
第二部 提出会社の保証会社等の情報	20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年2月21日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社ZenmuTech
【英訳名】	ZenmuTech, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 田口 善一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目17番5号
【電話番号】	03-6260-6195
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 酒井 茂輝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目17番5号
【電話番号】	03-6260-6195
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 酒井 茂輝

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期累計期間	第10期
会計期間	自2024年1月1日 至2024年3月31日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
売上高 (千円)	98,799	440,791
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△20,512	56,937
四半期純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△15,109	72,889
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	217,150	217,150
発行済株式総数		
普通株式 (株)	3,547	3,547
A種優先株式	667	667
A2種優先株式	1,100	1,100
純資産額 (千円)	141,699	156,809
総資産額 (千円)	477,548	577,361
1株当たり四半期純損失 (△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△14.22	74.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	28.6	26.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、第10期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
6. 当社は、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失又は1株当たり当期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、コロナ禍で抑制されていたインバウンド需要が高まるなど緩やかな景気の回復がみられるものの、米欧での金融引き締めに伴う海外景気の減速、ウクライナ侵攻などの地政学リスクの深刻化など引き続き注視する状況が続いております。

このような状況下におきましても、業務効率を向上させるDX推進をはじめとした企業の情報化への投資意欲は継続しており、ハイブリッドワークなどの定着によって拡大したエンドポイントデバイスにあるデジタルデータを活用したイノベーションの可能性が高まっております。その一方で、情報漏洩などのセキュリティインシデントが増加し、その被害の復旧に膨大な時間と費用がかかることから、データ保護を含めたリスクアセスメントを行い、セキュリティ対策を重視したソリューションの導入に着手する企業は増加する傾向にあります。

当社のソリューションは、サーバー等の設備投資にかかるコストや導入にかかる労力を低減できる利点があり、差別化を図る営業戦略を促進しました結果、当第1四半期累計期間において、主力商品である情報漏洩対策ソリューション「ZENMU Virtual Drive」の売上高が56,912千円と伸びました。この売上は、ストック型のサブスクリプション契約の割合が高いため、今後の継続的な収益が着実に積み上がっております。また、既存顧客の契約更新も、堅調に推移しております。

中期経営計画に基づいた人員増加に伴う人件費の増加、研究開発費、当社のブランディング戦略による広告宣伝費等を計上したことにより、各費用が増加傾向となりました結果、当第1四半期累計期間の当社の経営成績は、売上高 98,799千円、営業損失 20,307千円、経常損失20,512千円、四半期純損失15,109千円となりました。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は436,242千円となり、前事業年度末と比較して99,814千円の減少となりました。これは主に、現金及び預金が68,451千円及びその他の流動資産が7,120千円増加した一方で、売掛金が175,719千円減少となったことによるものであります。固定資産は41,306千円となり、前事業年度末と比較して2千円増加となりました。

以上の結果、総資産は477,548千円（前事業年度末比99,812千円減少）となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は319,281千円となり、前事業年度末と比較して82,911千円減少となりました。これは、契約負債が29,409千円、未払法人税等が11,570千円及びその他の流動負債が41,931千円減少となったことによるものであります。固定負債は16,568千円となり、前事業年度末と比較して1,791千円減少となりました。これは、長期借入金が減少したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は335,849千円（前事業年度末比84,702千円減少）となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は141,699千円となり、前事業年度末と比較して15,109千円減少となりました。これは利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等の重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は未上場会社であるため、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について定めておりません。

(7) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、14,740千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数に著しい増加又は減少はありません。

(9) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(10) 主要な設備

該当事項はありません。

(11) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(12) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期累計期間において、当社の資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,666
A種優先株式	834
A2種優先株式	1,130
計	11,630

(注) 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,239,570増加し、4,251,200株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2024年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2025年2月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,547	1,072,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 (注) 1、2
A種優先株式	667	—	非上場	(注) 3、4
A2種優先株式	1,100	—	非上場	(注) 3、4
計	5,314	1,072,800	—	—

(注) 1. 2024年9月30日付および2024年10月31日付で第1回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数が20株増加し、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は1,061,466株増加し、1,066,800株となっております。また、2024年11月20日付で第2回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数は6,000株増加し、1,072,800株となっております。

(注) 2. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(注) 3. 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2024年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2024年11月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(注) 4. A種優先株式およびA2種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）及びA2種優先株式の保有者（以下「A2種優先株主」という。）又はA2種優先株式の登録株式質権者（以下「A2種優先登録質権者」という。）に対して同順位にて、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき定款に定めるA種発行価額（定款の定めに基づきA種発行価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の8%に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を配当し、A2種優先株式1株につき定款に定めるA2種発

行価額（定款の定めに基づきA2種発行価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の8%に相当する剰余金（以下「A2種優先配当額」という。）を配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日よりA種優先株主又はA種優先登録質権者及びA2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

なお、配当する剰余金の額が、上記に基づき配当すべき金額の合計額に満たない場合には、A種優先株式1株あたりの配当額とA2種優先株式1株あたりの配当額の比率が、A種優先配当額とA2種優先配当額の比率と同じになるように配当する。

- (2) 前項による配当の後、当会社がさらに配当を行う場合には、A種優先株式、A2種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同額の配当をする。
- (3) ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合及びA2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA2種優先配当額に達しない場合、それぞれ当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) (1)に基づくA種優先配当額及びA2種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者及びA2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対して同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種発行価額の1倍に相当する金額（以下「A種優先分配額」という。）を支払い、A2種優先株式1株につきA2種発行価額の1倍に相当する金額（以下「A2種優先分配額」という。）を支払う。なお、当初の「A種発行価額」とは金300,000円を意味し、当初の「A種優先分配額」とは金300,000円とし、当初の「A2種発行価額」とは金500,000円を意味し、当初の「A2種優先分配額」とは金500,000円とする。
 なお、残余財産の額が、発行済A種優先株式の数（自己株式を除く。）にA種優先分配額を乗じた額と、発行済A2種優先株式の数（自己株式を除く。）にA2種優先分配額を乗じた額の合計額に満たない場合には、A種優先株式1株あたりの分配額とA2種優先株式1株あたりの分配額の比率が、A種優先分配額とA2種優先分配額の比率と同じになるように分配する。本項に基づく分配額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者及びA2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に定款に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に定款に定めるA2種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。本項に基づく分配額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) A種発行価額は、下記の定めに従い調整される。
 - (a) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種発行価額は以下のとおり調整される。なお、分割・併合の比率とは、株式の分割又は併合の後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割又は併合の直前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後A種発行価額} = \text{当該調整前A種発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (b) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種発行価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後A種発行価額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前A種発行価額} \times \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

- (c) 上記(a)及び(b)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) A2種発行価額は、前項の定めに準じて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「A2種」と読み替えて適用するものとする。

3. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

- (2) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- (3) 当社は、株主割当ての方法により、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

4. 金銭と引換えにする取得請求

- (1) A種優先株主及びA2種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式又はA2種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。
- (2) 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- (3) 本条によるA種優先株式及びA2種優先株式の取得と引換えに交付される金銭の額は、取得請求期間の末日において当社を清算したと仮定した場合に、取得請求期間の末日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額を意味する。）を残余財産とみなして、定款の定めに基づきA種優先株主及びA2種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額と同額とする。但し、取得の請求を行ったA種優先株主及びA2種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって交付される金銭の額とする。
- (4) 本条による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式及びA2種優先株式を取得するものとし、直ちに前項に基づき算出される金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主及びA2種優先株主に支払うものとする。
- (5) 前各項に定めるほか、当社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主及びA2種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式及びA2種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

5. 普通株式と引換えにする取得請求権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(a) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

(b) 上記(a)のA種優先株式の当初の基準価額は300,000円、A種取得価額は300,000円とする。

- (2) A2種優先株主は、A2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA2種優先株式の全部又は一部につき、当社がA2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A2種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(a) A2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A2種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA2種取得請求権の行使により各A2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A2種取得比率} = \frac{\text{A2種優先株式の基準価額}}{\text{A2種取得価額}}$$

(b) 上記(a)のA2種優先株式の当初の基準価額は500,000円、A2種取得価額は500,000円とする。

6. A種取得価額、A2種取得価額等の調整

(1) 前条に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）。

但し、A種取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したもののみとし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済の普通株式、A種優先株式及びA2種優先株式の数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、A種優先株式の発行済株式総数の50%超を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合は行われない。

(b) 株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{当該調整前A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額若しくはA種優先株式の基準価額又はその双方の調整を行うものとする。

①資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が

発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる上記(a)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

(2) 前条に定めるA2種優先株式の基準価額及びA2種取得価額は、前項の定めに基づいて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「A2種」と読み替えて適用するものとする。

7. 普通株式と引換えにする取得

- (1) 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、定款の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。
- (2) 当会社は、A2種優先株式の発行以降、当会社の株式公開の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、定款の定めを準用する。但し、A2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

8. 取締役の選任権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において取締役を1名選任できる。当該選任決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、その議決権の50%超の賛成をもって行う。
- (2) A種優先株主及びA2種優先株主は、普通株主と共同して、定款に定める取締役の最大員数から、前項の種類株主総会により現に選任され在任している取締役の人数を差し引いた人数を上限として、普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任できる。当該選任決議は、議決権を行使することができる普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主の議決権の過半数を有する普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもって行う。
- (3) 上記(1)及び(2)の定めにかかわらず、法令又は定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。

9. 監査役の選任権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において監査役を1名選任できる。
- (2) A種優先株主及びA2種優先株主は、普通株主と共同して、定款に定める監査役の最大員数から、前項の種類株主総会により現に選任され在任している監査役の人数を差し引いた人数を上限として、普通株主、A種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会において監査役を選任できる。

10. 議決権

- (1) A種優先株主は、当会社株主総会（11(1)に定めるA種優先株主及びA2種優先株主の総会を含む。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (2) A2種優先株主は、当会社株主総会（11(1)に定めるA種優先株主及びA2種優先株主の総会を含む。）において、A2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

11. A種優先株主及びA2種優先株主の種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

- (1) 下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前にA種優先株主及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を得るものとする。
- ただし、(h)、(j)、(k)、(m)及び(p)から(t)までに關する事項を除き、当会社の取締役会において、8(1)により選任された取締役を含む取締役全員（但し、8(1)により選任された取締役以外の特別利害關係人を除く）の賛成により承認された場合は、本条に基づく種類株主総会を要しないものとする。この場合、当会社は、A種優先株主及びA2種優先株主に対して、当該事項について取締役会決議後直ちに報告するものとする。
- (a) 自己株式の取得、株式分割、株式併合、又は単元株の設定
- (b) 知的財産権又は1000万円以上の財産の処分
- (c) 1000万円以上の貸付又は出資
- (d) 1000万円以上の債務の保証人となる行為
- (e) 剰余金の配当

- (f) 会計監査人又は代表取締役の選任又は解任
- (g) 取締役、監査役の報酬等の決定
- (h) 合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転
- (i) 増資又は減資
- (j) 解散決議又は清算手続の開始
- (k) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立、又はこれらに準ずる手続の申立
- (l) 株式、新株予約権、新株予約権付社債、又は社債の発行又は処分。但し、6 (1) (a) ①に定める潜在株式等の取得原因の発生による場合を除く
- (m) 定款の変更
- (n) 会社法上取締役会の承認を要する当会社の取締役との取引
- (o) 6 (1) (a) ②に定める潜在株式等取得価額の決定
- (p) 6 (1) (c) に基づく A 種取得価額及び A 種優先株式の基準価額の調整
- (q) 6 (1) (c) 及び (2) に基づく A 2 種取得価額及び A 2 種優先株式の基準価額の調整
- (r) 株式譲渡の承認
- (s) 子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 5 項に定義されるものを意味する。以下同じ。）の設立又は出資後に出資先の会社が当会社の子会社若しくは関連会社となる場合の出資
- (t) 当会社の株式の証券取引所への上場に関する主幹事証券会社の選定並びに上場の申請
- (2) 前項の A 種優先株主及び A 2 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議要件、招集その他の手続等については、株主総会に関する会社法及び本定款の定めに従うものとする。

12. 優先分配条項

- (1) 当会社について次項に定める買収が行われる場合には、その買収の対価については、買収に応じた株主の間で以下の定めに基づき分配を行うものとする。
 - (a) 買収の対価が現金の場合、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、定款の定めに基づき普通株主、A 種優先株主及び A 2 種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
 - (b) 買収の対価が現金以外の場合、買収の対価について、当会社の発行済 A 種優先株式及び A 2 種優先株式の総数の過半数を保有する A 種優先株主及び A 2 種優先株主（複数名で過半数の保有比率となる場合を含む。）が合理的に当該対価の評価額を算定し、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、定款の定めに基づき普通株主、A 種優先株主及び A 2 種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の対価を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
- (2) 本条において、「買収」とは、当会社が以下のいずれかに該当することを意味する。
 - (a) 当会社の発行済株式の議決権総数の 50% 超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当会社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併直前の当会社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満となること。
 - (c) 当会社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当会社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満となること。
 - (d) 当会社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当会社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50% 未満となること。

13. 種類株主総会の決議を要しない旨の定め

- (1) 当会社は、会社法第 322 条第 3 項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第 322 条第 1 項に定める種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 当会社は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、会社法第 199 条第 4 項、第 200 条第 4 項、第 238 条第 4 項、第 239 条第 4 項及び第 795 条第 4 項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年3月28日 (第14回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	49 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 49 [9,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	550,000 [2,750] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2026年3月29日～2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 550,000 [2,750] 資本組入額 550,000 [2,750]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	権利者は、本契約により割当を受けた新株予約権の全部もしくは一部を譲渡、質入または担保に供するなどの一切の処分はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権証券の発行時(2024年3月28日)における内容を記載しております。新株予約権証券の発行時から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権証券の発行時における内容から変更はありません。

※ 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき、200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、割当日以降、当会社が株式分割(株式無償割当てを含む、以下同様)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、計算の結果生じた1株未満の端数は切り捨てるものとする。また、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

分割の比率とは、株式分割後の発行済株式数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数をそれぞれ意味するものとし、以下同様とする。

(注) 2. 新株予約権の権利行使時の払込金額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に新株予約権1個当たりの目的株式数を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、行使価額は当初1株につき金550,000円とする。

ただし、以下の(1)及び(2)の場合には、以下のとおり行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、以下の(1)及び(2)の場合のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(1) 新株予約権の割当後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1÷株式分割・併合の比率

(2) 新株予約権の割当後、当会社がその時点における時価を下回る価額で当会社株式につき、新株の発行または当会社が保有する自己株式の処分(ただし、取得請求権付株式の取得、取得条項付株式の取得又は新株予約権の行使により新株式を発行または自己株式を処分する場合を除く。)を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新規株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社発行済株式総数から当会社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」「新規株式発行前の1株当たり時価」を「処分する自己株式数」「自己株式処分前の1株当たり時価」に読み替えるものとする。

また、上記算式において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

権利者は、本新株予約権を行使するにあたり、次の条件を満たすことを要する。

- (1) 権利行使の時点においても、当会社または当会社の関連会社の取締役、監査役もしくは、従業員、顧問、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- (2) 下記「新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないこと。

「新株予約権の取得条項」

次の各号のいずれかに該当した場合には、当会社は、当会社の取締役会が定める取得日において、権利者の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、一部を取得する場合は、当会社の取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 次の各号に定める議案が、当社の株主総会において決議された場合（株主総会決議を要しない場合には、当該議案について取締役会が決議した場合）。
 - ①当社が消滅会社となる合併の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の議案
 - ④株主総会の決議により特定の種類株式の全部が取得できる旨の定款変更の議案
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合。ただし、本条に基づき取得することができる新株予約権は、当該放棄した新株予約権に限る。
- (4) 本新株予約権の割当を受けた者に不正行為、職務上の義務違反又は懈怠があった場合。
- (5) 本新株予約権の割当を受けた者が当会社に損害を与えた場合。但し、正当な事由があり、また損害が軽微であると当会社の取締役会が認めた場合を除く。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年3月31日	—	普通株式 3,547 A種優先株式 667 A2種優先株式 1,100	—	217,150	—	117,150

- (注) 1. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,061,466株増加し、1,066,800株となっております。
- また、2024年11月20日付で第2回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数は6,000株増加し、1,072,800株となっております。

2. 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2024年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2024年11月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,547 A種優先株式 667 A2種優先株式 1,100	普通株式 3,547 A種優先株式 667 A2種優先株式 1,100	「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,314	—	—
総株主の議決権	—	5,314	—

- (注) 1. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,061,466株増加し、1,066,800株となっております。
また、2024年11月20日付で第2回新株予約権の権利が行使され、これにより発行済株式総数は6,000株増加し、1,072,800株となっております。
2. 定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2024年10月16日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、2024年11月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、史彩監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	308,217	376,669
売掛金	214,110	38,391
仕掛品	—	332
その他	13,729	20,849
流動資産合計	536,057	436,242
固定資産		
有形固定資産	2,226	2,530
無形固定資産		
ソフトウェア	13,672	11,316
ソフトウェア仮勘定	—	2,055
無形固定資産合計	13,672	13,371
投資その他の資産	25,404	25,404
固定資産合計	41,303	41,306
資産合計	577,361	477,548
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	137,164	137,164
未払法人税等	11,570	—
契約負債	177,970	148,560
その他	75,488	33,556
流動負債合計	402,193	319,281
固定負債		
長期借入金	18,359	16,568
固定負債合計	18,359	16,568
負債合計	420,552	335,849
純資産の部		
株主資本		
資本金	217,150	217,150
資本剰余金	387,295	387,295
利益剰余金	△452,912	△468,022
株主資本合計	151,532	136,422
新株予約権	5,277	5,277
純資産合計	156,809	141,699
負債純資産合計	577,361	477,548

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
売上高	98,799
売上原価	9,822
売上総利益	88,977
販売費及び一般管理費	109,284
営業損失(△)	△20,307
営業外収益	
受取利息	0
その他	10
営業外収益合計	10
営業外費用	
支払利息	216
営業外費用合計	216
経常損失(△)	△20,512
税引前四半期純損失(△)	△20,512
法人税等	△5,402
四半期純損失(△)	△15,109

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	2,791千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	秘密分散	秘密計算	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス 顧客との契約から生じるフロー型収益 (パーペチュアルライセンス等の収益)	8,055	26,600	3,209	37,865
一定の期間にわたり移転される財又はサービス 顧客との契約から生じるストック型収益 (サブスクリプションライセンス、保守等の収益)	60,934	—	—	60,934
外部顧客への売上高	68,990	26,600	3,209	98,799

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△14円22銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△15,109
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△15,109
普通株式の期中平均株式数(株)	1,062,800
(うち普通株式数(株))	(709,400)
(うち普通株式と同等の株式:A種優先株式(株))	(133,400)
(うち普通株式と同等の株式:A2種優先株式(株))	(220,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第14回新株予約権 49個 (普通株式 9,800株) 発行日 2024年3月28日

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しております。
2. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(種類株式の取得及び自己株式(種類株式)の消却)

定款の定めに基づき、2024年10月16日開催の臨時取締役会決議により、2024年11月1日付でA種優先株式及びA2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びA2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式及びA2種優先株式は、2024年11月1日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

- (1)取得及び消却した株式数
- A種優先株式 667株
- A2種優先株式 1,100株
- (2)交換により交付した普通株式数 1,767株
- (3)交付後の発行済普通株式数 5,334株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1)分割方法

2024年11月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,334株
今回の分割により増加する株式数	1,061,466株
株式分割後の発行済株式総数	1,066,800株
株式分割後の発行可能株式総数	4,251,200株

(3)株式分割の効力発生日

2024年11月1日

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2025 年 2 月 10 日

株式会社ZenmuTech

取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

田 和 大 人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

本橋 義郎

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

林 裕之

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZenmuTechの2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ZenmuTechの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責

任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上